（融資条件）
第7条　取扱金融機関が行う融資の条件は、次のとおりとする。
（１）　融資限度額　1企業当たり　5,000万円以内
運転資金にあっては2,500万円以内
1組合当たり　1億円以内
運転資金にあっては5,000万円以内
（２）　資金使途　事業経営に必要な設備資金又は運転資金
（３）　融資利率　年2.00パーセント以内
（４）　融資期間　7年以内（うち据置期間1年以内）
（５）　返済方法　原則として均等分割返済
（６）　担保・保証人　担保は必要に応じ徴求し、保証人は1人以上（法人の場合にあっては、代表者を含め2人以上）とする。
（７）　信用保証　すべて協会の保証付きとする。
（損失補償）
第8条　県は、この制度の実施のため、協会との間に損失補償契約を締結する。
（融資申込み）
第9条　融資を受けようとする者は、別に定める融資申込書及び事業計画書を事業所所在地の商工会議所、商工会（組合にあっては熊本県中小企業団体中央会）（以下「商工会議所等」という。）又は取扱金融機関に提出するものとする。
（あっせん及び審査）
第10条　前条の申込書を受理した商工会議所等は、調査の結果、融資を行うことが適当と認めたときは、当該申込書に別に定める融資意見書を添えて速やかに取扱金融機関に送付し、あっせんを行うものとする。
2　取扱金融機関は、第9条の規定による融資申込書を受理したときは、その内容を審査し、協会所定の信用保証依頼書を添えて速やかに協会に送付するものとする。
3　取扱金融機関は、第1項の規定による融資申込書の送付を受けたときは、その内容を審査し、協会所定の信用保証依頼書を添えて速やかに協会に送付するものとする。
4　協会は、第2項及び前項の規定による融資申込書の送付を受けた場合は、その内容を審査し、保証することが適当と認めたときは、速やかに当該取扱金融機関に信用保証書を送付するものとする。
（重複貸付等の特認）
第11条　この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）第8条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。
（歩積・両建等の禁止）
第12条　取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。
（融資状況報告）
第13条　協会は、毎月、別に定める融資状況報告書を翌月の10日までに知事に提出するものとする。
（協議等）
第14条　知事は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。
（雑則）
第15条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附　則
この要項は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県告示第294号

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の8）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「2人」を「1人」に、「3人」を「2人」に改める。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（重複貸付等の特認）
第11条　この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）第8条ただし書の規定により、知事が必要と認めたもの として、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附　則
1　この要項は、平成16年4月1日から施行する。
2　この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県地場産業振興対策資金融資制